

石川県立鶴来高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本姿勢

- (1) いじめは、「どの生徒にも起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識し、生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて生徒一人一人に徹底する。
- (3) 本校教職員、スクールカウンセラー、生徒指導サポーターからなる「いじめ問題対策チーム」を常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- (4) 警察や児童相談所などの外部機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」とする。
- (5) いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることがあると認識する。

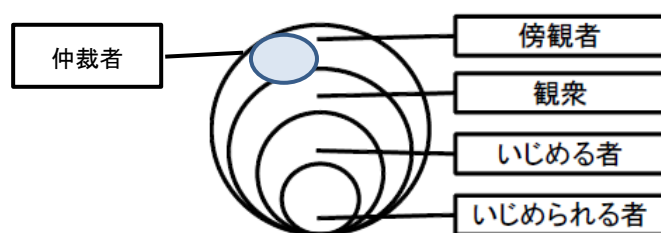
2 いじめ防止対策及び組織

- (1) 校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・教育相談課主任・養護教諭・スクールカウンセラー・生徒指導サポーターからなる「いじめ問題対策チーム」を常設する。
- (2) 「いじめ問題対策チーム」のうち、校長・教頭・学年主任・教育相談課主任・生徒指導主事・養護教諭・生徒指導サポーターの7名で構成した「いじめ・不登校問題対策委員会」を定期的に開催する。
- (3) この「いじめ・不登校問題対策委員会」は、生徒の動向を共有することでいじめの未然防止の役割を担う。いじめ事案発生後は、「いじめ問題対策チーム」に加え、ホーム担任など関係教職員からなる「個別案件対応班」がその対応にあたることとする。
- (4) いじめの未然防止や、いじめ事案が発生した際に教職員が適切に対応するため、定期的にいじめ問題に関する研修を実施する。

3 いじめの理解

- (1) 平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否か判断する場合は、次の点に留意する。
 - ① 表面的・形式的ではなく、「いじめられた生徒」の立場に立って判断する。
 - ② いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
 - ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- (3) いじめの四層構造
いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑制する

「仲裁者」が現れるように学級経営を行うことが大切である。



(5) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(6) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

【いじめの態様】

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

4 いじめの未然防止

どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことがいじめの未然防止につながる。

- (1) いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしながら分かりやすい授業づくりを進める。
- (2) 外部講師を活用した「非行防止教室」、「人権教育講話」を開催し、いじめや人権について考える機会を持つ。
- (3) 校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が、安心して学ぶことができる環境を作る。「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針で接し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。
- (4) 全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学

校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

- (5) 生徒会・部活動を中心とした、挨拶運動や校歌斉唱を積極的に進める。このことにより、学校全体の雰囲気や元気を明るくし、かつ母校愛を育てる。

5 いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間帯や場所・インターネット上で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候でも軽視せず、情報を共有する。

- (1) 小さなサインを見逃さないために、日頃から生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにし、気になることは毎週開催の「学年会」、「いじめ・不登校問題対策委員会」で情報を共有し、早期の対応に結びつける。
- (2) 年間7回（うち2回は保護者対象）の「いじめに関するアンケート調査」を実施する。
- (3) 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (4) 生徒の些細な変化を察知するために、「いじめられている子どもが学校で出すサイン」チェックリストを活用する。

【いじめられている子どもが学校で出すサイン】

- ST
 - ・遅刻・欠席が増える
 - ・表情がさえず、うつむきがちになる
 - ・涙を流した気配が感じられる
 - ・周囲が何となくざわついている
- 授業
 - ・正しい答えを冷やかされる
 - ・発言に対し、しらけや嘲笑が見られる
 - ・係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる
 - ・ひどいあだ名で呼ばれる
 - ・グループ分けで孤立する
 - ・保健室や相談室によく行くようになる
 - ・成績が急に下がる
- 休み時間
 - ・一人であることが多い
 - ・わけもなく階段や廊下等を歩いている
 - ・遊びの中で孤立しがちである
- 放課後
 - ・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
 - ・顔にすり傷や鼻血のあとがある
 - ・急いで帰宅する
 - ・部活動を休むようになる
- 注意しなければならない様子
 - ・活気が無くおどおどしている
 - ・寂しそうな暗い表情をする
 - ・視線を合わさない
 - ・言葉遣いが荒れた感じになる
 - ・持ち物がなくなる
 - ・問題行動が目立つようになる

【いじめられている子どもが家庭で出すサイン】

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りがたがなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。

- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に当たり散らすようになる。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。
- ・些細なことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

【「インターネット上のいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン】

- ・パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

6 いじめに対する措置

(1) いじめに対する組織的対応

いじめの発見または相談を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的な対応につなげる。

① いじめ問題対策チーム

- ア いじめの発見又は相談を受け、「いじめ問題対策チーム」を招集し、校長のリーダーシップのもと、対応を協議する。
- イ 速やかに石川県教育委員会に報告するとともに、いじめの内容によっては、警察や児童相談所等の外部機関の指導・アドバイスを仰ぐ。

② 個別案件対応班

- ア 発生した事案がいじめと判断された場合は、いじめ問題対策チームに加え、ホーム担任や部活動顧問等の「個別案件対応班」を組織し、対応にあたる。
- イ いじめ対応アドバイザーを要請した場合は、アドバイザーが加わることもある。

(2) いじめられている生徒への対応

- ア いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安心・安全を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- イ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくり

と子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

ウ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

エ 状況に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て対応する。

オ 必要に応じて、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

（3）いじめている生徒への対応

ア 頭ごなしに叱るのではなく、いじめられている子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。

ウ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。

エ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させようで指導に当たる。

オ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。

カ 必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

キ 保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。

ク いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

（4）いじめの解消

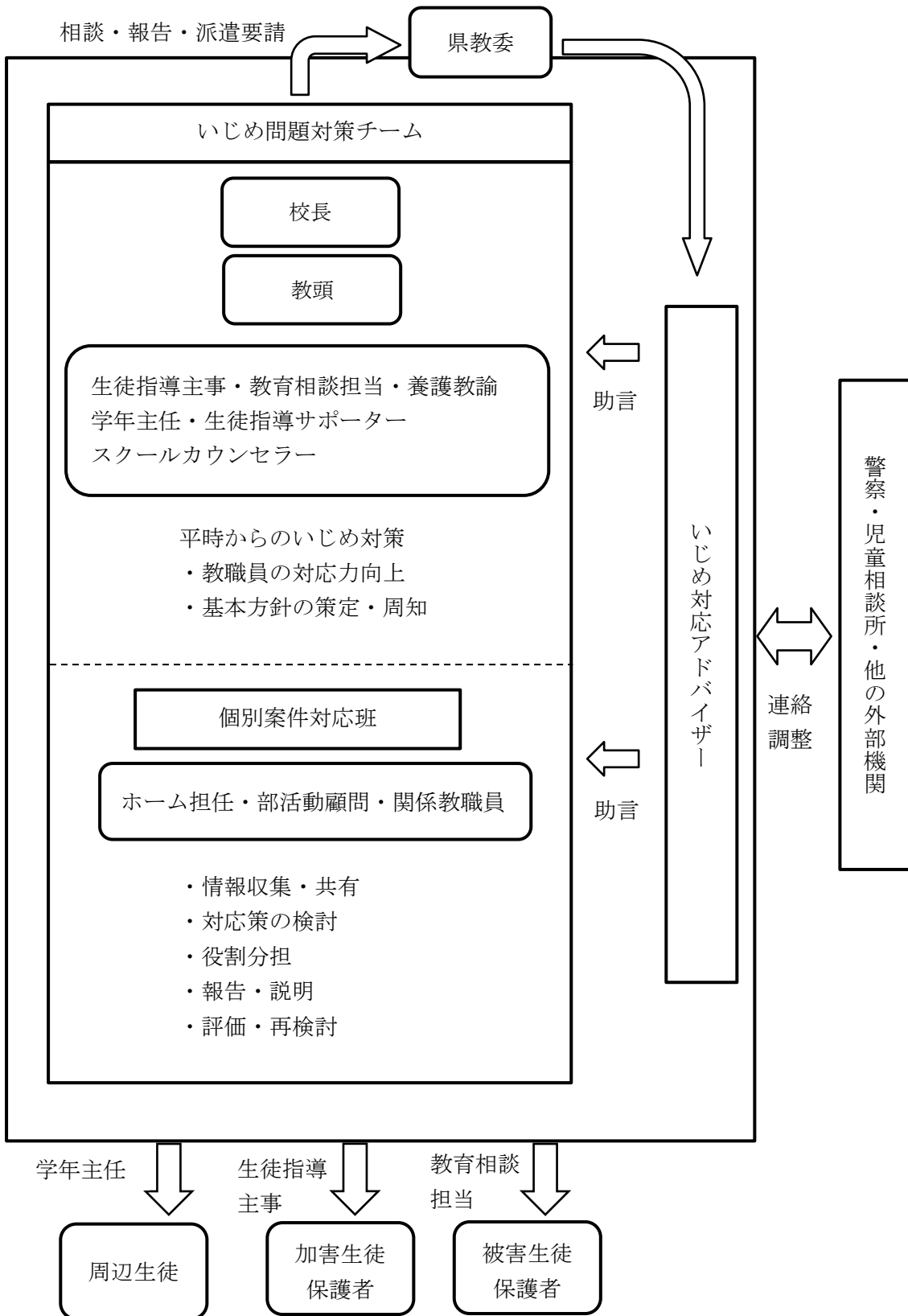
いじめが解消しているかどうかの判断には、少なくとも次の2つの要件を満たしていることが必要である。

ア 被害生徒に対する心理的・物理的な影響を受けない状態が3か月以上続いていること

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害者本人と保護者との面談で、上記2つの要件が確認された場合に、いじめが解消されたと判断する。

【いじめ問題に対する校内整備体制】



7 インターネット上のいじめへの対応

(1) 特徴

- ① 不特定多数のものから絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ② 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ③ 匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなりうる。またその書き込みが短期間で広がり深刻な状況になる場合が多い。
- ④ 書き込みされるサイトの確認が難しく、いじめの把握が遅れるケースがある。
- ⑤ グループから外されるといじめの実態がある。

(2) 未然防止・早期発見

- ① 保護者に対する、携帯電話使用の説明会を実施する。その際、家庭でのルール作り・フィルタリングについて徹底する。
- ② 新年度の早い段階で講習会を開催し、インターネット利用に伴う危険について伝える。
- ③ 生徒の些細な変化や、遅刻・欠席の状況から面談を通して確認するとともに、生徒が相談しやすい環境（相談室・保健室）と場面（アンケート）を整える。

(3) 対応

- ① インターネット上のいじめという性質上、保護者や関係機関と連携し、迅速に対応する。
- ② 不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ③ 書き込まれた内容によっては、警察や法務局に相談し、管理者やプロバイダに削除を求める。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態について

いじめの重大事態とは、「いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」とされ、以下のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等の重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを与儀なくされている疑いがあると認めるとき」については、年間30日を目安として調査にあたる。

なお、生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 報告

県教育委員会に事態発生について報告する。その後、県教育委員会の指導のもと調査を行う主体について判断をもらう。

(3) 調査

- ① 本校が調査主体の場合
ア 県教育委員会の指導・助言のもと、いじめ問題対策チームに第三者のアドバイザーを入

れた対策チームを組織する。

イ 事実関係を明確にするために質問票を使用など適切な方法で事実関係を明確にする。

ウ 調査の実施に当たっては、可能な限り網羅的かつ客観的な事実関係を調査する。

エ 学校に不都合なことがあっても、事実を明確にする姿勢が重要である。

オ 定期的実施しているアンケートの再分析も含め、必要に応じて新たな調査を実施する。

② 県教育委員会が調査主体の場合

対策組織・質問票使用その他の適切な調査は県教育委員会が行う。本校は県教育委員会の指示のもと、関係資料の提出など調査に協力する。

(4) 結果の提供及び報告

① 提供

ア 県教育委員会又は本校は、被害生徒及び保護者に対して、調査より明らかになった事実関係について適切に提供する。

イ 情報の提供に当たっては、個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由に説明が不十分ならないようにする。

② 報告

ア 本校に係る調査結果については、知事に報告する

イ 被害生徒・保護者が希望する場合には、被害を受けた所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

令和5年4月 策定